

2025年度

(第9期)

事業報告

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

株式会社 日本貿易保険

2025年度（2025年4月1日から 2026年3月31日まで）事業報告

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

イ) 総括

貿易保険は、日本企業の貿易・海外投融資等の対外取引において生じる、民間保険ではカバーが困難なリスクについて、国の信用力や交渉力を背景にカバーする保険です。日本経済の成長戦略や日本企業の国際競争力の確保のために必要不可欠な制度であり、経済危機や戦争、自然災害、疫病蔓延等で一度に巨額の保険金支払を迫られる可能性等に備えるものです。諸外国においても、貿易保険は国の事業として行われています。

我が国の貿易保険は、1950年の輸出信用保険法（現貿易保険法）成立以来、政府（経済産業省）が事業運営を担っていましたが、国際金融情勢の変化等に伴い、2001年4月に独立行政法人日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance ‘NEXI’）が設立され、貿易保険事業を運営することとなりました。その後、2017年4月に国の政策意図の反映等国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、政府全額出資の特殊会社（株式会社）に移行し、現在に至っています。

当期の当社を取り巻く事業環境は、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中台関係の緊張に加え、米国の高関税政策や、イランやイスラエルを含む中東情勢の悪化等により、海外展開を図る日本企業を取り巻く不透明性が一層高まりました。こうした地政学的リスクの高まりや世界情勢の不安定化を背景に、貿易保険の重要性は増しています。

こうした中、当社は2025-2027年度中期経営計画及び令和7年度事業計画に基づき、事業を執行しました。具体的には、「貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献」、「統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進」及び「これからのNEXIを支える経営基盤の強化・拡充」の三つの柱に基づき、我が国企業の海外展開に対する支援を進めました。

当期の事業実績の概要について、引受実績（当期中に引き受けた保険契約の保険金額の合計。以下同じ。）は、8.4兆円となりました。前期から10.1%増加し、株式会社化以降最大額となりました。このうち、輸出保険は6兆6,728億円の引受を実施、複数の大型案件の引受により、前期比15.0%増加しました。投資保険では5,600億円の引受を実施。前期に引き受けた大型案件の反動により引受実績は前期比で23.7%減少したものの、来期に計上予定の大型案件の成約もあり、需要は堅調に推移しております。融資保険は8,898億円の引受を実施。新機軸商品を含む複数の大型案件の引受により、株式会社化以降3番目の高水準となりました。以上の結果、当期末の保険責任残高は前期比4.7%増の16.2兆円と、株式会社化以来2番目の規模となっています。

正味収入保険料は、336.9億円（前期比6.3%増、前期実績316.8億円）となりました。回収金を中心とする保険代位等収益は、229.4億円（前期比14.4%増、前期実績200.5億円）、為替の影響を受けた資産運用収益は、577.7億円（前期比123.5%増、前期実績258.5億円）となりました。正味支払保険金は、▲493.3億円（前期比143.9%減、前期実

績1,124.0億円)、支払備金繰入額は、▲25.2億円(前期比96.9%増、前期実績▲802.8億円)、営業費及び一般管理費は、107.3億円(前期比19.8%増、前期実績89.6億円)となりました。これらの結果、異常危険準備金に1,595.3億円を繰り入れております。

ロ) 事業・組織運営の経過及び成果

① 貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献

当社は、中期経営計画における一つ目の柱として、貿易保険の提供を通じ、日本企業の輸出、海外投資及び融資等による海外展開の拡大を促進するとともに、在外日系企業を支援する再保険の拡充に取り組んでいます。当期は株式会社化以降最大額の保険引受を行い、特に融資保険の引受額は株式会社化以降3番目の高水準となりました。また、2025年度までに累計1兆円の案件形成を目標とする「LEAD イニシアティブ¹」において、累計支援額約1兆555億円を達成しました。さらに、ポーランド、オーストラリア及び南アフリカの輸出信用機関との再保険協定を締結したほか、インドの輸出信用機関との再保険契約が発効するなど、在外日系企業を支援するための手段の拡充を図りました。

中堅・中小企業の海外展開支援を強化するため、当期は、2024年度に発表した「貿易保険 中堅企業支援パッケージ(U2000)」の提供を開始し、中堅企業輸出代金保険特約の導入や、取引先バイヤーに係る信用調査3件の無料提供といったサービスを導入しました。また、地域企業の海外事業展開を積極的に支援するため「中堅・中小企業海外展開支援ネットワーク」を、地方銀行・信用金庫等112機関に拡充しました。さらに「海外ビジネス支援パッケージ」による全国的な支援体制を通じて、中堅・中小企業487社に対しハンズオン型支援を実施いたしました。

政府の主要政策の実現や社会的課題の解決への貢献を目指した取組みも進めています。当期は、スタートアップ企業向け融資や購入選択権付日本型オペレーティング・リース(JOLCO²)案件に対する保険引受を通じ、支援可能な融資スキームの多様化を図りました。また、2025年日本国際博覧会(「大阪・関西万博」)では、外国パビリオンの建設費不払に対応する万博貿易保険を提供しました。さらに、2027年横浜で開催予定の国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)に向けて、展示に係る技術を提供する日本企業を対象とした「GREEN×EXPO 貿易保険」の提供開始を2026年3月に発表しました。2025年8月に横浜で開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD9)では、国際金融機関等と連携し、アフリカにおける日本企業のビジネス展開をテーマとしたサイドイベントを開催するとともに、国際機関及び外国政府との協力覚書等を7本締結し、連携関係を強化しました。加えて、経済協力開発機構(OECD)及び国際輸出信用投資保険連合(ベルン・ユニオン)³の会合並びに各国輸出信用機関との協議を通じて、国際的規制やルールの枠

¹ 2020年に開催された第49回経協インフラ戦略会議で決定された日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2025」の方針に沿って創設した制度。カーボンニュートラルやデジタル分野等における産業競争力向上、価値共創パートナーとの国際連携、社会課題解決やSDGs達成に貢献する案件について、先導性要素(LEAD エlement)を認定し、積極的な融資保険の適用を行う。

² Japanese Operating Lease with Call Option

³ 世界各国の80以上の輸出信用機関や国際機関、民間保険機関が参加し、専門的知見から輸出信用保険や投資保険に関する共通課題について議論を行う場。

組み作りの議論に積極的に参加しています。ベルン・ユニオンでは、前期より当社幹部が議長(President)を務めており、来期に30年ぶりに日本で年次総会を開催する準備を進めるなど、外部ステークホルダーとの国際連携強化を進めています。

米国第二次トランプ政権の関税政策により影響を受ける日本企業に対し、関税に起因する契約キャンセル等による損失を輸出保険のカバー対象とする旨や、海外日系子会社への運転資金調達の支援を公表しました。加えて、2025年7月の日米間の枠組み合意及び同年9月の「日本国政府及びアメリカ合衆国政府の戦略的投資に関する了解覚書」の署名を踏まえ、同年9月に社内にタスクフォースを設置、2026年1月には日米投資支援部を新設しました。その後、戦略的投資イニシアティブの着実な推進を図るため、政府増資による財政基盤の強化が行われました。さらに、本業務の安定的な実施を確保するため、特別勘定の設置や交付国債等の措置を講じることを内容とする貿易保険法の改正を含む法案が、3月6日に閣議決定されました。

より顧客ニーズに沿った支援を提供するため、貿易保険の商品・制度やサービスの改善を進めています。当期は、貿易一般保険申込様式の改正、契約のWebサービス申請への移行、輸出保険の手続細則の廃止、特殊な輸出契約における船後非常料率に適用する国カテゴリーの適用条件の変更や、貿易一般保険の「船積後期間」及び「償還期間」の見直しといった、輸出保険制度を利用しやすくする各種改正に優先的に取り組みました。また、迅速かつ着実な保険金支払を継続するほか、保険金支払に係る情報提供を進めました。加えて、貿易取引に潜むリスクへの対策やトラブル発生時の対応について、分かりやすく解説したお客様向けの動画シリーズをウェブサイト公開しました。さらに、利便性及び業務効率の向上を図るため、お客様からのお問い合わせに24時間365日対応可能な貿易保険AIチャットボットサービス(neco⁴)の提供を開始しました。

社会的課題への取組みに関する情報公開の推進については、サステナビリティ委員会を開催し、他国の輸出信用機関や国際機関における気候変動リスク管理等の取組みに関する情報を共有するとともに、物理的リスク及び移行リスクの開示に向けた課題の整理に着手しました。

また、貿易保険の認知度向上・利用促進のため、広報戦略の強化に取り組み、潜在的顧客への積極的な情報発信として、全国の貿易保険未利用企業約7,000社に対しバナー広告の配信を実施しました。さらに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正を受け、ウェブアクセシビリティを高め、より広い層の利用者の満足度向上を目指すべく、公式ウェブサイトの更改に着手しました。こうした努力を背景に、顧客満足度アンケートの総合評価(「高く評価できる」「ある程度評価できる」)は87.6%となり、直近4年間で最高値となりました。

② 統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進

中期経営計画における二つ目の柱として、リスクの統合的管理を通じ、貿易保険事業の公正・正確かつ効率的で安定的な事業運営の確保に取り組んでいます。当社では、外部有識者で構成されるリスク管理アドバイザリーグループの助言を受けつつ、統合的リ

⁴ NEXI Chat Operator

リスク管理態勢の強化を進めています。当期においても、統合的リスク管理基本方針に基づき、重要なリスクの洗出及び評価、ストレステストの実施、資産負債の総合的な管理(ALM⁵)を行うとともに、「保険引受リスク」、「資産運用・流動性リスク」、「オペレーショナルリスク」について管理統括部署及び担当部署がリスク管理状況のモニタリング及びコントロールを行うことで、適切かつ統合的なリスク管理を継続しています。

保険引受リスクについては、多様な情報を基に、カントリーリスク等を含むリスク評価を行い、与信先の状況をモニタリングし、その結果を引受方針に反映させています。また、特定の企業、セクター、国・地域へのリスクの過度な集中(以下、「集中リスク」)を回避するため、集中リスクの管理を行うとともに、保険引受リスク管理方針に基づき、出再等を活用したリスク管理を継続して実施しました。

資産運用・流動性リスクに関しては、ALM 運用の一環として、米ドルに加え、ユーロや英ポンド、台湾ドル等の外貨でもキャッシュフローを計測し、その結果を資金管理計画に反映させました。

オペレーショナルリスク⁶については、業務モニタリング委員会を通して全社的な業務品質の向上と業務ミスの抑制に取り組みました。あわせて、経済産業省による「株式会社日本貿易保険向けの監督指針」に基づく定期的な自主点検を当期も実施し、経済産業大臣に届出を行った引受条件に基づき適切に保険引受が行われていることを確認しました。外部有識者を中心に構成され、取締役会の諮問機関として位置付けられているコーポレートガバナンス委員会においては、取締役会等の運営状況を含む内部統制システムの機能状況の検証に加え、保険料の自主点検結果の報告やコンプライアンスに関する重要事項の審議を行いました。さらに、法律相談・コンプライアンス相談窓口の設置、コンプライアンス・プログラムの策定、研修の実施及び業務推進状況のモニタリング等を通じ、職員へのコンプライアンス浸透を継続しています。加えて、業務の適正性及び健全性を確保するため、組織上及び業務遂行上の独立性を確保した内部監査室により、2024-27年度中期内部監査計画を進めるとともに、三名の監査役で構成される監査役会から、取締役会の意思決定の妥当性及び適切性の確保に資する助言及び提言を継続的に受けています。このほか、事業継続計画(BCP)の強化に向け、震災対応を想定したBCP 総合訓練及びIT-BCP⁷分野におけるサイバーセキュリティ訓練を実施しました。

③ これからの NEXI を支える経営基盤の強化・拡充

中期経営計画における三つ目の柱として、よりサステナブルで効率的な組織となるために、必要な人財・システム・資本といった経営基盤の強化・拡充に取り組んでいます。人的基盤については、人員計画に基づき新卒採用及び中途採用を実施し、職員数⁸は前期末の 261 名から 272 名に増加しました(3 月 31 日時点)。また、人財の育成及び活

⁵ Asset Liability Management の略語。資産と負債の双方を一元的に総合管理するリスク管理の手法。

⁶ 当社ではオペレーショナルリスクに含まれるリスクとして、「事務リスク」、「システムリスク」、「情報漏洩リスク」、「制度・法務リスク」、「人的リスク」、「風評リスク」、「事故・災害等リスク」を定義している。

⁷ 自然災害やサーバー障害、サイバー攻撃等発生時にも、業務に必要な IT システムの運用を継続するための対策や計画。

⁸ 正職員、契約職員、再雇用職員(常勤)、当社から他社への出向者、他社から当社への出向者及び執行役員を含み、臨時事務職員及び再雇用職員(短時間勤務)は含みません。

躍支援を目的として、スキルの習得状況や経験年数に応じた手当の支給開始、各種実務研修、キャリアデザイン研修、トレーニー制度⁹及びポストチャレンジ制度¹⁰並びに職務能力評価の改善に取り組みました。さらに、女性職員の活躍支援として、グループ長及び次長への積極的な登用及び採用を継続した結果、女性管理職は 17 人、全管理職の 33.3%となりました(3 月 31 日時点)。加えて、新卒・中途採用者向けの社内コンテンツの整備・拡充を進めるとともに、階層・部署横断の企業理念・行動指針に係る年次研修を実施し、組織の使命を共有する組織風土の定着を図るなど、ソフト・ハード両面から人的基盤の強化に努めました。これらの経営基盤の強化・拡充を背景に、2025 年度職員満足度アンケートでは満足度 86.9%と、設問開始以来最高の結果となりました。

業務インフラとしての IT システムの安定的稼働を実現するため、当期は計画どおり社内 PC-LAN システムの基盤更改を実施しました。また、来期初めに予定している業務基盤システムの変更に向け、更改作業を着実に進めました。

業務の効率化・合理化を図るため、情報セキュリティや機密情報管理が担保された生成 AI の全社的な導入と、その運用環境の整備を実施しました。また、2024 年に設置した合理化・効率化の相談窓口を通し、RPA¹¹や VBA¹²等の IT ツールによる業務効率化やペーパーレス化など、幅広い業務改善に取り組みました。

また、保険金支払前後を通じた損失防止活動への支援と、保険金支払後の回収活動への積極的な取組みを通じて財務基盤の強化に取り組んでいます。具体的には、決済遅延や保険事故が発生している国に対しては、公的機関としての当社の強みを生かして、政府や現地日本国大使館等とも連携して、相手国政府との交渉を行い支払遅延の解消や回収を実現するなど、お客様の損失拡大を未然に防ぐことに努めました。効率的かつ安定的な回収活動の観点から実施した債権売却による回収が完了し、当期の回収金の額は株式会社化以降最大額となりました。

ハ) 貿易保険事業の概況

① 財源構造

当社は、貿易保険事業収入(保険料・回収金)及び再保険事業収入(受再保険料)を基礎的財源としております。また、当該年度の運営資金及び保険金支払準備資金を除く余裕金については、貿易保険法第 29 条に定める国債等の安全資産により運用を行い、利息収入として副次的財源を得ております。なお、貿易保険法第 36 条に基づき、国際約束の履行上で必要なものと認められる会社の債権等の免除等の額については、国の予算で定める範囲内において、政府から交付金として副次的財源を得ております。

② 業務実績及び財務データと関連付けた事業説明

I. 統計データの作成方法について

(i) 引受実績の作成方針

引受実績については、保険契約締結日等の為替レートを適用して作成してお

⁹ 将来のキャリア形成や部署間の相互理解を目的に他部署や海外支店で業務を行う制度。

¹⁰ 能力と意欲のある職員を積極的に管理職に登用する制度。

¹¹ Robotic Process Automation の略語。パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術。

¹² Visual Basic for Applications 特定アプリケーションで利用可能なプログラミング言語。

ります。

(ii) 責任残高の作成方針

責任残高については、保険契約締結日等の為替レートを適用しております。ただし、外貨建対応の保険契約については、原則、事業年度末為替レートを適用して作成しております。

変動金利対応案件は、事業年度末の金利を適用しております。

(iii) 統計データの作成基準日

引受実績及び責任残高の計上は、当事業年度末の保険証券発行日までを対象とし、報告書作成時点のデータに基づき作成しております。

II. 貿易保険事業の概況

(i) 引受状況

引受実績は、再保険(受再)を含めた総額が前期比 10.1%増の 8,367,769 百万円となりました。

2025 年度保険種別引受状況

(単位:百万円)

保険種	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年増減率(%)
貿易一般保険	6,423,072	76.8	16.1
限度額設定型貿易保険	6,816	0.1	▲ 16.1
中小企業・農林水産業輸出代金保険	18,017	0.2	▲ 1.5
簡易通知型包括保険	215,578	2.6	▲ 9.2
輸出手形保険	9,350	0.1	▲ 3.9
信用状確認保険	-	-	▲ 100.0
前払購入保険	6,957	0.1	26,778.3
海外投資保険	560,042	6.7	▲ 23.7
貿易代金貸付保険	6,902	0.1	▲ 83.7
海外事業資金貸付保険	882,910	10.6	10.6
スワップ取引保険	-	-	-
再保険	137,030	1.6	31.2
日系企業取引信用保険	101,095	1.2	▲ 14.4
合計	8,367,769	100.0	10.1

引受実績を地域別にみると、受再を含む元受ベースで、アジア向けが 4,307,831 百万円と最も大きく全体の 47.4%を占め、次に中東向けが 1,351,606 百万円、中米向けが 776,552 百万円となりました。

2025 年度地域別引受状況

(単位:百万円)

地域	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年増減率(%)
アジア	4,307,831	47.4	4.3
中東	1,351,606	14.9	44.7
ヨーロッパ	582,750	6.4	25.1
北米	721,729	7.9	23.1
中米	776,552	8.5	▲ 1.4
南米	637,339	7.0	13.4
アフリカ	525,754	5.8	9.7
オセアニア	185,561	2.0	36.6
国際機関	6,152	0.1	▲ 92.3

(注1) 国別計上の方法:船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注2) 仕向国と支払国の双方に引受実績が計上されているため、保険種別引受状況の合計額とは一致しません。

(ii) 責任残高

当期末の責任残高は、前期比 4.7%増の 16,208,646 百万円となりました。

2025 年度保険種別責任残高

(単位:百万円)

保険種	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年 増減率(%)
貿易一般保険	7,653,817	47.2	12.3
限度額設定型貿易保険	9,988	0.1	▲ 17.4
中小企業・農林水産業輸出代金保険	6,079	0.0	17.4
簡易通知型包括保険	79,357	0.5	▲ 19.8
輸出手形保険	2,163	0.0	5.1
信用状確認保険	-	-	▲ 100.0
前払購入保険	237	0.0	1,795.0
海外投資保険	1,925,579	11.9	▲ 1.7
貿易代金貸付保険	325,897	2.0	▲ 32.6
海外事業資金貸付保険	5,668,589	35.0	3.2
スワップ取引保険	-	-	-
再保険	401,750	2.5	▲ 13.3
日系企業取引信用保険	135,191	0.8	▲ 9.7
合計	16,208,646	100.0	4.7

2025 年度地域別責任残高

(単位:百万円)

地域	元受・受再ベース		
		構成比(%)	対前年 増減率(%)
アジア	7,854,161	47.4	4.9
中東	3,164,769	19.1	19.6
ヨーロッパ	808,547	4.9	3.8
北米	1,149,996	6.9	8.4
中米	607,337	3.7	5.4
南米	1,166,206	7.0	▲ 2.3
アフリカ	1,366,505	8.2	▲ 5.8
オセアニア	248,758	1.5	▲ 24.1
国際機関	207,549	1.3	▲ 6.3

(注1) 受再を含みます。

(注2) 国際機関の支払保証が付されている場合は、別枠に計上しています。

(注3) 国別計上の方法: 船前…仕向国。船後…支払国、但し、保証が付されている場合は保証国・保証国際機関。

(注4) 仕向国と支払国の双方に責任残高が計上されているため、保険種別責任残高の合計額とは一致しません。

(2) 資金調達等についての状況

イ) 資金調達

令和7年度補正予算において政府による当社に対する1,000億円の追加出資が認められたため、会社法第199条第1項及び第202条第1項に基づく募集株式の引受けの申込みに関する事項及び株主への株式の割当てを受ける権利の付与に関する事項について以下のとおり取締役会において決議し、政府による引受けの申込み及び出資金の払込みがなされた。

(募集株式の引受けの申込みに関する事項)

- ・ 募集株式の数: 普通株式 2 百万株
- ・ 募集株式の払込金額: 1株当たり 50 千円
- ・ 増加する資本金の額: 1,000 億円

(株主への株式の割当てを受ける権利の付与に関する事項)

- ・ 株主が割当てを受ける募集株式の数: 普通株式 2 百万株
- ・ (発行可能株式総数: 60 百万株、発行済株式総数: 15 百万株)

払込後の発行済株式の総数: 17 百万株

払込後の資金の額: 269,352,324,369 円

ロ) 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

① 設備投資総額

(単位: 百万円)

設備投資の総額	3,721
---------	-------

② 重要な設備の新設等

(単位: 百万円)

内容	金額
貿易保険情報システムアプリケーション改修、SP1 更改 2026 及び PC-LAN 更改	3,229

(注1) 重要な設備の新設等の金額は設備投資総額の内数です。

ハ) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

ニ) 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受け

該当事項はありません。

ホ) 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。))を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

ヘ) 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(3) 直近三事業年度の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

区分	2022年度 第6期	2023年度 第7期	2024年度 第8期	2025年度 (当期)
経常収益	116,632	153,592	78,263	114,436
経常利益(又は経常損失)	△1,000	△1,000	△1,000	△1,000
当期純利益(又は当期純損失)	△19	△5	2	2
純資産額	794,854	794,973	794,956	895,071
総資産額	1,855,099	1,962,279	1,915,731	2,171,006

(4) 課題への対処

イ) 「企業理念」及び「行動指針」

当社は全役職員による議論を経て 2019 年 3 月に制定された「企業理念」及び「行動指針」に基づいて運営されています。

ロ) 中期経営計画(2025-2027 年度)

当社では、「企業理念」及び「行動指針」のもと、3 つの基本方針を柱に据えた中期経営計画(2025-2027 年度)を 2025 年 3 月 27 日の取締役会において決議しました。本中期経営計画の策定にあたっては、日本企業の海外ビジネスを取り巻く環境変化が加速し、地政学的リスクをはじめとするリスクへの対応が必要とされている現状を踏まえ、想定される 10 年後の状況、今後克服すべき課題から、「10 年後のあるべき姿」を描き、その実現に向けて最初の 3 年間で注力すべき 3 つの柱及びそれらに紐づく具体的な施策群を定めました。

今期は特に、LEAD イニシアティブの 1 兆円目標を達成し、引き続き中堅・中小企業の海外展開支援に注力するとともに、政府の日米戦略的投資イニシアティブの推進のため、案件組成から制度設計等までの支援に係る取組みを着実に開始しました。また、リスクの統合的な管理と財務健全性の維持による安定的な事業運営に向け、リスク管理の高度化や BCP の強化を進めました。さらに、人財基盤のさらなる強化を図りつつ、業務基盤システムの更改準備を着実に進めるとともに、効果的な回収活動により財務基盤の強化に資する回収実績となりました。

< 中期経営計画(2025-2027 年度)抜粋 >

柱 I : 貿易保険を通じた安心の提供と政策実現への貢献

- (1) 我が国企業の海外における様々な事業活動に対する幅広い積極的な支援
- (2) 貿易保険の利用拡大を通じた中堅・中小企業の海外展開支援
- (3) 主要政策の実現及び社会的課題の解決に資する貢献への取組
- (4) 商品・制度の充実及びその他の貿易保険サービスの向上
- (5) 社会的課題への取組に関する情報公開の推進と貿易保険の認知度向上・利用促進のための広報戦略強化

柱Ⅱ：統合的リスク管理の高度化とコンプライアンスの推進

- (1) 保険引受リスクへの対応
- (2) 資産運用・流動性リスクへの対応
- (3) オペレーショナルリスクへの対応及びコンプライアンスの推進

柱Ⅲ：これからの NEXI を支える経営基盤の強化・拡充

- (1) これからの NEXI の挑戦を支える人的基盤の強化と組織風土の醸成
- (2) 業務インフラとしての IT システムの安定的稼働を実現するための基盤強化
- (3) 業務の効率化・合理化に向けた AI などの IT ツールの積極的な導入と活用
- (4) 積極的な損失防止活動への支援及び回収活動を通じた財務基盤

(5) 主要な事業内容

イ) 法人の目的

株式会社日本貿易保険は、対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を行うことを目的としております。(貿易保険法第3条)

ロ) 業務内容

当社は、貿易保険法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一. 貿易保険法第3章の規定による貿易保険の事業を行うこと。
- 二. 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- 三. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 四. 貿易保険以外の保険(通常の保険を除く。)であって対外取引の健全な発達を図るために必要なものとして政令で定めるものの引受けを行う本邦法人を相手方として、当該保険の引受けによって当該法人が負う保険責任につき再保険を引き受けること。
- 五. 経済産業大臣の認可を受けて、貿易保険により填補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う外国法人に対する出資を行うこと。
- 六. 貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険(再保険を含む。)の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、貿易保険法により日本貿易保険が負う保険責任につき再保険を行うこと。

ハ) 沿革

- | | |
|----------|---|
| 1999年 7月 | 独立行政法人通則法成立 |
| 1999年12月 | 貿易保険法等の一部を改正する法律成立 |
| 2001年 4月 | 独立行政法人日本貿易保険 設立 |
| 2015年 7月 | 貿易保険法等の一部を改正する法律成立
(2017年4月から政府全額出資の特殊会社へ移行) |
| 2017年 4月 | 株式会社日本貿易保険 設立 |
- (参考)1950年3月 輸出信用保険法(現 貿易保険法)成立以降、貿易保険事業は
2001年3月末まで経済産業省にて運営

二) 準拠法

貿易保険法(昭和 25 年法律第 67 号)

ホ) 主務大臣

経済産業大臣

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

イ) 主要な営業所の状況

本店 : 東京都千代田区西神田三丁目 8 番 1 号 千代田ファーストビル

大阪支店 : 大阪府大阪市中央区北浜三丁目 6 番 22 号

海外支店・事務所: シンガポール支店、パリ事務所、ニューヨーク事務所

ロ) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続 年数	平均給与 月額
職員	261 名	272 名	11 名	39.5 歳	7.3 年	715 千円

(注1) 職員には、当社から他社への出向者及び他社から当社への出向者を含んでおります。

(注2) また、退職者を含み、臨時事務職員及び再雇用職員(短時間勤務)は含んでおりません。

(注3) 職員には、執行役員 4 名を含んでおります。

(注4) 平均給与月額は、(注1)に記載の職員のうち、年度内に支給のなかった退職者等を含んでおりません。

(注5) 平均給与月額には、賞与を含んでおります。

(注6) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第 459 条第 1 項)があるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 普通株式 60,000,000 株

発行済株式の総数 普通株式 17,000,000 株

(2) 当年度末株主数

普通株式 1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
財務大臣	17,000,000 株	100%

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
黒田 篤郎	代表取締役社長 CEO、内部監査	
石川 和洋	代表取締役副社長 総務部(経理グループ及び財務グループの担当業務を除く)、人事部、業務部、システム部、日米投資支援部、査定・回収部、CIO	
本道 和樹	専務取締役 企画部、輸出保険部、投資保険部、融資保険部、大阪支店、シンガポール支店	
望月 正史	取締役 総務部(経理グループ及び財務グループの担当業務に限る)、法務・リスク管理部、審査部、コーポレートガバナンス委員会	
谷崎 勝教	取締役 (社外取締役)	SMBC 日興証券株式会社非常勤取締役 株式会社 SBI 新生銀行非常勤取締役 公益財団法人東京財団理事 学校法人大妻学院理事
大井 麻理	常勤監査役	
松井 智予	監査役 (社外監査役)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
武井 洋一	監査役 (社外監査役)	明哲綜合法律事務所パートナー弁護士 山崎金属産業株式会社社外監査役 日本トムソン株式会社社外取締役 大王製紙株式会社社外取締役

- (注1) 取締役 谷崎 勝教氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- (注2) 監査役 松井 智予氏及び監査役 武井 洋一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- (注3) ①取締役 西野 和彦氏は、2025年6月19日の第8回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 ②取締役 寺本 秀雄氏は、2025年6月19日の第8回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
 ③望月 正史氏は、2025年6月19日の定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 ④谷崎 勝教氏は、2025年6月19日の定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
谷崎 勝教	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
大井 麻理 松井 智予 武井 洋一	会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

イ) 被保険者の範囲

当社のすべての取締役及び監査役

ロ) 保険契約の内容の概要

被保険者がイ)の地位にある者として業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や故意に法令に違反して行われた行為に起因する損害等については補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

(4) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区分	支給人数	報酬等
取締役	7名	96百万円
監査役	3名	32百万円
計	10名	129百万円

- (注1) 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額10百万円(取締役8百万円、監査役1百万円)が含まれています。
- (注2) 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、7百万円(取締役6百万円、監査役1百万円)を計上しております。
- (注3) 上記の報酬等の額以外に、当事業年度において、退任取締役に對し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。
 退任取締役 1名 7百万円
 (当該金額には、過年度に計上した役員退職慰労引当金の繰入額4百万円が含まれています)
- (注4) 取締役の報酬等は、2017年3月30日の創立総会において、総額で年額116百万円以内と決議さ

れております。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた取締役の人数は 5 名です。

(注5) 監査役の報酬の額は、2017 年 3 月 30 日開催の創立総会において年額 33 百万円以内と決議されております。当該時点において当該決議による定めの対象とされていた監査役の人数は 3 名です。

(注6) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(5) 社外役員に関する事項

イ) 社外役員の兼職その他の状況

取締役 谷崎 勝教氏は、SMBC 日興証券株式会社非常勤取締役、株式会社 SBI 新生銀行非常勤取締役、公益財団法人東京財団理事、学校法人大妻学院理事を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 松井 智予氏は東京大学大学院法学政治学研究科教授を兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 武井 洋一氏は、明哲綜合法律事務所パートナー弁護士、山崎金属産業株式会社社外監査役、日本トムソン株式会社社外取締役及び大王製紙株式会社社外取締役に兼職しておりますが、兼職先と当社の間には、開示すべき関係はありません。

ロ) 社外役員の主な活動状況

氏名	取締役会等への出席状況発言その他の活動状況
谷崎 勝教	2025 年 6 月 19 日の就任後に開催された取締役会 11 回のうち、11 回に出席。 民間金融機関での役員としての経験と識見に基づいて、議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。また、上記のほか、当社の業務及び運営の評価を行う評価委員会の委員を 10 月より務め、当該事業年度開催の委員会 2 回に出席すること等により、独立した客観的な立場から当社の業務運営及び経営陣の監督に努めております。
松井 智予	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち、13 回に出席、また、監査役会 12 回のうち、12 回に出席。 企業法務の研究者としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。
武井 洋一	当該事業年度に開催された取締役会 13 回のうち、13 回に出席、また、監査役会 12 回のうち、12 回に出席。 企業法務の実務家としての観点から議案・審議等につき、必要な発言を適宜、行っています。

(注1) 取締役 寺本 秀雄氏は、2025 年 6 月 19 日の第 8 回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

ハ) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等の額	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等
報酬等の総額等	4 名	25 百万円	該当事項はありません。

(注1) 上記記載の金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

二) 社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人	監査証明業務 20	
指定有限責任社員	報酬等計 20	
公認会計士 蓑輪 康喜		

(注1) 監査役会は、当社第9期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の事業年度における会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条、監査役会規則第17条に基づき、会計監査計画の監査日数及び前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額に対する同意を決議しました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合においては、監査役の全員の同意によって、会計監査人を解任することを検討します。

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断して適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には監査役会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 会社法施行規則第118条第2号に対応する決議の内容の概要

当社は会社法及び会社法施行規則に基づいた「内部統制基本方針」を制定しており、同方針のもと、業務の適正を確保するための体制を確保しております。本方針の内容は次のとおりです。

内部統制基本方針

1. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

会社は取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、以下のとおり定める。

- (1) 代表取締役を取締役会で選定する。
- (2) 業務執行取締役を取締役会で選定する。
- (3) 執行役員制度を導入する。
- (4) 社外取締役を置く。
- (5) 毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、取締役会は重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行の状況について報告を受ける。
- (6) 代表取締役、業務執行取締役及び執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営に関する重要事項について協議・報告を行う。
- (7) 取締役会の諮問機関として、定款により社外有識者で構成される評価委員会を設置し、事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から業務及び運営の評価を行うとともに、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を行う。
- (8) 会社は、取締役会の決議に基づく業務の執行を効率的に行うため、組織規則、決裁規則その他の組織体制等に関する内部規則類の整備を行い、業務執行を適切に分担する。
- (9) 取締役会への職務執行状況報告については、会社の主要な業績評価指標 (KPI) を含む内容の報告を行う。
- (10) 会社の内部規則類は内部統制基本方針に従って作成・改訂する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 会社は、取締役及び使用人(派遣労働者を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令及び定款(以下「法令等」という。)に適合することを確保するため、コンプライアンスに関する内部規則類を定め、取締役及び使用人に周知する。
- (2) 会社は、取締役会への助言を求めため、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、会社全体の内部統制システムが機能しているかを検証することを目的とするコーポレートガバナンス委員会を設置する。
- (3) 会社は、コンプライアンスに関する責任者を置く。
- (4) 会社は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度及び外部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- (5) 会社は、機密情報管理規則、情報セキュリティポリシーその他の情報管理に関する内部規則類を定め、機密情報及び情報資産を適切に保存し管理する体制を整備する。
- (6) 会社は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固

として拒絶する。

3. 損失の危険の管理に関する規則その他の体制

- (1) 会社は、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理を統合的に行うための組織体制等について、内部規則類を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
- (2) 会社は、保険引受リスクの管理においては、個々の引き受けに際して国・信用リスク審査による引受審査を徹底すると共に、集中リスクシナリオを設定・分析し、財務の健全性を検証する。加えてVaRでリスク量を計測し、想定を超える保険金支払いに備える。
- (3) 会社は、会社が引き受ける特殊なリスクの保険責任を履行する上で、健全な財務状態を確保することが極めて重要であることに鑑み、財務の健全性を確保するための管理体制を整備する。
- (4) 会社は、リスク管理を含む内部管理における重要な事項について、内容に応じて経営会議において審議する。また、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置く。
- (5) 会社は、取締役会への助言を求めるため、リスク管理に関するアドバイザリーグループを設置する。
- (6) 会社は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ業務継続計画その他の危機管理に関する内部規則類を定め、危機管理の態勢整備に努める。会社は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規則類に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

会社は、取締役会等の重要会議の議事録及び関連資料その他、取締役及び執行役員職務の執行に係る情報に関する規則を定め、これらを適切に保存及び管理する。

5. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 会社は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規則その他の内部監査に関する内部規則類を定める。
- (2) 会社は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部署を置く。
- (3) 監査部署は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

6. 監査役の監査に関する体制

会社は監査役の監査の実効性を確保するため、以下の体制を整備する。

6-1 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 会社は、監査役職務を補助する組織として監査役会事務局を設置する。監査役会事務局には、監査役の求めに応じて使用人(以下「監査役会事務局員」という。)を配置する。
- (2) 会社は、監査役による監査役会事務局員への指示の実効性を確保するため、監査役会事務局員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役会事務局員が監査役会事務局以外の部署の職を兼務する場合には、次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に監査役会の同意を得る。
 - ① 監査役会に対し当該監査役会事務局員が他の部署の職を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
 - ② 当該監査役会事務局員は、監査役職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の部署の指揮命令を受けないこと
 - ③ 当該監査役会事務局員が兼務先で従事し、兼務先の部署の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
 - ④ 当該監査役会事務局員は、監査役職務に関する情報を他の部署と共有しないこと
 - ⑤ 当該監査役会事務局員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の部署の業務よりも監査役職務を補助する業務を常に優先すること
 - ⑥ 監査役会は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること
- (3) 会社は、監査役会事務局員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

6-2 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役にただちに報告する。
- (2) 会社は、前項に基づき報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

6-3 その他監査役による監査の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び使用人に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない。
- (2) 監査役は、取締役会に出席する他、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることができるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。
- (3) 監査役は、コンプライアンスを担当する部署及び内部監査部署に協力を求めることができる。
- (4) 会社は、監査役職務の執行に係る費用等について、監査役職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

(2) 体制の運用状況の概況

イ) 取締役の職務執行

取締役会は、5名の取締役で構成しており、うち1名を社外取締役としています。当事業年度においては、監査役が出席する取締役会を13回開催し、業務執行に係る重要事項を決定しました。また、経営会議を24回開催し取締役会に付議される予定の事項、取締役会より検討を指示された事項、及びその他業務執行に関する重要な課題について審議及び報告を行いました。

代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会において定期的にその職務執行状況についての的確に報告しました。

ロ) コーポレートガバナンス委員会による検証

コーポレートガバナンス委員会は外部有識者を中心とした取締役会の諮問機関であり、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び会社全体の内部統制システムの機能状況を検証することを目的としています。当期は4回開催し、取締役会等の審議事項や内部監査の実施状況等の内部統制システムの機能状況及び業務の最適化・効率化の取組みや保険料自主点検の実施状況、統合的リスク管理の実施状況等について審議・検証を行いました。

ハ) コンプライアンス推進

当社は貿易保険制度を担う政策金融機関として求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、常に法令等を遵守し公正な事業運営を行うべく、コンプライアンスを経営における最重要課題の一つとして位置付けています。コンプライアンス基本方針に基づき、各部支店長を各部支店におけるコンプライアンス推進の責任者に任命しているほか、コーポレートガバナンス部に社内弁護士を長とする法務・コンプライアンスグループを設置し、またコンプライアンス・プログラムを毎年度策定して取組みを進めています。

当期は、各部支店長及びコンプライアンス・リーダーを中心とした各部支店における法令等遵守・業務品質向上の取組みのほか、生成AI利用にまつわる留意点、労働時間制度等、変化する社会環境や当社課題を踏まえたコンプライアンス推進の意識向上に加え、内部通報制度の理解浸透と周知に取り組みました。そのほか、ハラスメント研修その他の各種コンプライアンス関連の研修の実施、コンプライアンスマニュアル改訂や反社会的勢力等への対応、募集文書管理等、法令等遵守・コンプライアンス推進態勢の強化に努めました。

引き続き、内部統制・コンプライアンス強化を重要な経営課題として推進してまいります。

ニ) リスク管理

当社は、我が国唯一の貿易保険事業を担う公的機関として、適切なリスク管理の下で健全性を維持しつつ、将来にわたって持続可能な形で保険を引き受け続けるために統合的リスク管理を行っています。

具体的には、重要なリスクの洗出・評価の実施、個別リスク(「保険引受リスク」「資産運用・流動性リスク」「オペレーショナルリスク」)の管理状況のモニタリング・コントロール及びストレステスト・リバースストレステスト等の実施に加え、外部有識者で構成されるリスク管理アドバイザリーグループの助言を受けながら、適切な集中リスク管理のあり方につい

での検討や ALM 高度化等、統合的リスク管理態勢の強化に向けた取組みを推進しています。

ホ) 内部監査の実施

当社は内部監査規則に基づき、業務の適正性及び健全性を確保するため組織上及び業務遂行上の独立性を確保した内部監査室を設置しております。内部監査等を通じて、内部統制基本方針に基づく内部統制体制の構築・運営状況を確認しております。さらに、内部監査室は内部監査の効率的な実施のため、監査役・会計監査人と適宜意見・情報交換を行っております。

ヘ) 監査役監査

当社は3名の監査役で監査役会を組織し、会社法で定めるとおり、半数以上(2名)の社外監査役によって独立性を強化しております。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席しており、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10. その他重要な事項

該当事項はありません。

附属明細書(事業報告関係)

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以上